

建退共制度改善方策について（概要）

平成11年3月18日
労働省労政局労働者福祉部福祉課
建設省建設経済局労働資材対策室
労働者退職金共済機構建退共事業本部

以下の各改善事項については、総合的に取組みを進めていくことが効果的であると考えられることから、原則として、一体のものとして、平成11年度当初から措置を講じていくこととする。

- ① 共済手帳及び共済証紙の受払い簿の様式策定・普及を図るとともに、経営事項審査用の加入・履行証明書発行の際の同受払い簿の添付を義務付ける。
- ② 建退共の事務手続き及び管理手法等の内容を盛り込んだ建退共事務処理の手引きを作成し、普及を図る。
- ③ 証紙購入の「目安」を、よりきめ細かく、実態に即したものに改めるとともに、その位置付けを明確にする。
- ④ 建退共各支部における相談機能の強化を図る。
- ⑤ 元請事業主による積極的事務受託の推進を図る。そのための事務受託処理要綱を策定するとともに、その普及を図る。
- ⑥ 雇用管理責任者等を対象とした事務手続き、管理等についての研修会を実施する。
- ⑦ 共済手帳の申込書に、役員報酬を受けている者や本社等の事務専用社員は加入できない旨明記するとともに、申込み受付の際にもその旨の徹底を図る。
- ⑧ 証紙以外の方式の導入（ICカード方式、実態に応じた掛金後払い等）について建退共本部に検討の場を設ける。
- ⑨ 建退共加入事業主リストを、建退共各支部ごとに整備し、発注者、事業主及び労働者の閲覧の用に供する。
- ⑩ 加入促進対策の強化、制度の周知徹底を図る。